

平成 30 年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



30 東久監発第 36 号
平成 31 年 2 月 25 日

東 久 留 米 市 長 並 木 克 巳 殿

東 久 留 米 市 議 会 議 長 野 島 武 夫 殿

東久留米市監査委員 安 藤 純 一

東久留米市監査委員 津 田 忠 広

平成 30 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

平成30年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

工事件名：30. 第四処理分区管渠築造工事

所管課：都市建設部施設建設課下水道担当（工事発注部署）

都市建設部施設建設課（工事施工部署）

総務部管財課（契約関係部署）

3 監査の期間

平成30年9月21日から平成31年2月21日まで

4 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、工事の計画、設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

5 実地調査日

平成30年11月15日

第2 工事の概要

本工事は、東久留米市下水道プラン並びに東久留米市財政健全経営計画（実行プラン）に基づき、下谷ポンプ場の維持管理費の削減を目的とし、ポンプ場流入区域を縮小するための公共下水道（汚水）を整備するものである。

市道109号線の路面下約2.5m～3.5mに内径300～340mmの汚水管を開削工法により、延長190.5m布設する。なお、本工事は国庫補助金（社会資本整備総合交付金）を活用して整備を実施するものである。

- 1 工事件名 30. 第四処理分区管渠築造工事
- 2 工事場所 東久留米市大門町二丁目2番から大門町一丁目1番先
- 3 設計概要
管渠工（開削工事）
 - ・管路土工 管路掘削 一式、管路埋戻 一式
 - ・管布設工
V U φ 300 路線延長 L=156.5m（管渠延長 L=153.5m）
改良土基礎 360° 基礎
R P φ 340 路線延長 L=34.0m（管渠延長 L=33.1m）
改良土基礎 360° 基礎
 - ・1号組立人孔設置工 N=3箇所、構造物撤去・復旧工 一式
舗装撤去・復旧工（仮・本復旧）一式仮設工
 - ・管路土留（軽量鋼矢板建込土留） 一式、建込簡易土留 一式、
仮排水工 一式
- 4 工事請負者
 - (1) 業者名 有限会社 栄組
 - (2) 契約金額 45,900,000円（消費税込み）
 - (3) 契約年月日 平成30年8月27日
 - (4) 工期 平成30年8月28日から平成31年2月25日まで

第3 監査の結果

対象工事については、監査の結果、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計画

東久留米市第4次長期総合計画において、まちづくりの基本目標の一つに「住みやすさを感じるまち」を掲げており、この基本目標を達成するための施策、事業として「公共下水道の整備」を位置付けている。また、東久留米市公共下水道プランを定め、老朽化した下水道施設の維持管理、浸水対策および地震対策などの諸課題につ

いて、中・長期的な視点をもって取り組むとしており、本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われていると判断する。

2 設計

平成29年度事業実施分と今年度分によって、約11.9haの区域が自然流下可能となり、下谷ポンプ場への流入区域（流入量）の削減が図れるため、事業目的を十分に反映した設計になっている。また、主な工種の計画及び設計に関する適用基準類も適切であり、安全性や経済性についても十分に検討された設計内容となっている。なお、設計図面及び設計資料についても適切に作成され、整備されていると判断する。

3 積算

本工事の積算は、東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会の積算基準に基づき実施している。実施用単価にないものは積算資料と建設物価の平均値を採用し、これらの資料にない単価にあつては3者見積もりを徴取し、平均値を採用するなど、算出根拠はいずれも明確になっており、積算については適切に実施されていると判断する。

4 契約

入札手続は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスの電子入札で、希望制指名競争入札を採用して実施されている。参加した7者のうち4者が辞退された。辞退理由について課題はあるが、残りの3者で入札が行われており、入札契約に関する諸手続きは適切であり、入札の透明性、公平性等は確保されていると判断する。

5 施工

工事監理、設計に対する準拠、施工計画書、施工管理、工事記録写真の整理等に関する事項はそれぞれ適切に行われていることを確認した。なお、施工場所は、交通量の多い一般道路での工事であり、一般車両や歩行者に近接しての作業となっているため、第三者障害等の事故を起こさぬよう留意して施工が行われていた。今後も、安全管理については、十分留意されて取り組んでいただきたい。